

函館市介護保険料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号。以下「条例」という。）第12条の規定による保険料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第2条 保険料の減免は、第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「納付義務者等」という。）が、負担能力の低下等により保険料の納付が困難になった場合において、分割納付等の措置を講ずることによってもなお納付が困難と認められるときに、その世帯の第1号被保険者に対し行うものとする。

(減免の対象事由)

第3条 保険料の減免の対象事由は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者を除く。

(1) 納付義務者等の所有に係る住宅または家財について、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額。）がその住宅または家財の価格の10分の3以上で、かつ第1号被保険者の属する世帯の前年の世帯合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の世帯の合計額をいう。以下同じ。）が1,000万円以下であること。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が次に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ第1号被保険者の属する世帯の当該年における第10条に規定する方法により算定した年間見込所得金額の世帯合計金額が、前年の世帯合計所得金額に同条第5号および第6号に規定する方法により算定した額を合算した額に比べて10分の3以上減少する場

合で、前年の世帯合計所得金額が、前年の生活保護基準相当額（生活保護法による保護の基準表の生活扶助、住宅扶助、教育扶助および各種加算に基づき算出した年額とする。）の1.2倍以下であること。

ア 死亡、または心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院（自宅療養期間中を含む。）したこと。

イ 事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等があったこと。

(3) 干ばつ、冷害、凍霜害等により、主たる生計維持者の農作物または漁獲物の減収による損失額の合計金額（農作物にあつては減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）により支払われるべき農作物共済金額を、漁獲物にあつては減収価格から漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により支払われるべき漁業共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物または漁獲物による収入金額の10分の3以上ある者で、前年の世帯合計所得金額が1,000万円以下（当該世帯合計所得金額のうち農業所得または事業所得（漁業所得）以外の所得金額が400万円を超えるものを除く。）であること。

(4) 監獄、労役場その他これらに類する施設に1月を超えて拘禁されたとき。

(5) 生活困窮者で次のすべてに該当すること。

ア 保険料の賦課段階が第2段階または第3段階であること。

イ 減免申請者の属する世帯のすべての者の年間見込収入金額の合計額が生活保護基準相当額以下であること。

ウ 減免申請者の属する世帯のいずれかの者が市民税が課税されている親族の扶養控除対象とされていないこと。

（減免の割合等）

第4条 保険料の減免の割合等は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算定された減免後の保険料の額に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(減免の対象とする保険料)

第5条 普通徴収の方法により保険料を徴収されている者の保険料の減免は、その減免の事由の生じた日の属する年度毎に、減免の申請のあった日以後に到来する納期に係る保険料について行うものとする。

2 特別徴収の方法により保険料を徴収されている者の保険料の減免は、その減免の事由の生じた日の属する年度毎に、減免の申請のあった日以後に到来する普通徴収の納期に相当する期間の保険料について行うものとする。

3 第3条第1号に該当する者の保険料の減免は、前2項の規定にかかわらず、減免の申請があった月以後、その減免の事由の生じた日の属する月から1年分の普通徴収の納期に係る保険料（特別徴収については、普通徴収の当該納期に相当する保険料）について行うことができるものとする。

4 第3条第4号に該当する者の保険料の減免は、第1項および第2項の規定にかかわらず、減免の事由が生じた日（未決の拘留期間があるときは、当該拘留された日）の属する月から減免の事由が消滅した日の属する月の前月までの普通徴収の納期に係る保険料（特別徴収については、普通徴収の当該納期に相当する保険料）について行うことができるものとする。

5 第3条第5号に該当する者のうち、当該年度の市民税の確定後に保険料の賦課決定があった日の属する月に申請を行った者の保険料の減免は、第1項および第2項の規定にかかわらず、その減免の事由の生じた日の属する年度毎に、減免の申請のあった日以前に到来した普通徴収の納期に係る保険料（特別徴収については、普通徴収の当該納期に相当する保険料）についても行うことができるものとする。

(適用除外)

第6条 第3条の規定にかかわらず、同条第2号および第5号に該当する場合の世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該世帯に属する第1号被保険者の保険料の減免は行わない。

(1) 蓄積された資産（居住用財産を除く。）、退職金、保険金、保証

金，仕送り等により当面の生活に支障のない世帯

(2) 生活困窮の状況が，近い将来において保険料の減額を要しない状態となる見込である世帯

(3) 前年度保険料を完納していない者（納付相談を経て分割等の方法により納付を履行している者を除く。）を有する世帯

（申請手続）

第7条 条例第12条第2項に基づく減免の申請は，別記第1号様式の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし，第3条第4号に該当する者については，その拘禁を証明する書類の提出により，申請があったものとみなすことができる。

(1) 収入（無収入）状況申告書（別記第2号様式）

(2) 給与証明書（別記第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類（り災証明書，無職証明書，医師の診断書等）

（減免の決定通知）

第8条 市長は，前条の申請があった場合において，保険料の減免を決定したときは，申請者に対し，速やかに別記第4号様式の通知書により通知するものとする。

（減免の却下等）

第9条 市長は，第7条の申請が，次の各号のいずれかに該当する場合は，その申請を却下するものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 第7条各号に規定する添付書類を提出せず，または事情聴取等の調査に応じない場合

2 市長は，前項の規定により申請を却下したときは，その申請者に対し，別記第5号様式の通知書により通知するものとする。

（見込所得金額等の算定方法）

第10条 保険料の減免をする場合における第1号被保険者の属する世帯の1人当たりの年間見込所得金額は，その者の収入の区分に応じ，次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 給与収入については、給与証明書等によるものとし、給与収入金額から給与所得控除をして得た額
 - (2) 日雇い等月々の収入が不安定な者に係る収入については、申請前3か月の平均月収に今年中の雇用が継続すると予想される月数を乗じて得た額から給与所得控除をして得た額
 - (3) 公的年金等収入については、年金支払通知書等によるものとし、公的年金収入金額から公的年金控除をして得た額
 - (4) 事業等による収入については、事業等総収入金額から必要経費相当額を控除した得た額
 - (5) 失業給付金、労災保険金等に係る収入については、当該給付金等を給与収入とみなし、当該給付金等の収入金額から給与所得控除をして得た額
 - (6) 遺族年金、障害年金、母子年金等に係る収入については、公的年金収入とみなし、当該年金等の収入金額から公的年金控除をして得た額
- 2 保険料の減免をする場合における第1号被保険者の属する世帯の1人当たりの年間見込収入金額は、前項において算定した年間見込所得金額に所得金額を算定するために控除した額を加算した金額とする。
- ただし、事業等による収入金額については、事業等所得金額を給与所得金額とみなした金額に給与所得控除額を加算した金額とする。
- (減免事由の消滅届)

第11条 保険料の減免を受けている納付義務者は、当該減免の対象事由が消滅した場合は、遅延なく別記第6号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(減免の取消等)

第12条 市長は、前条の届出があったとき、または虚偽の申請その他不正な行為により保険料の減免を受けたことを知ったときは、直ちに保険料の減免を取り消し、当該納付義務者に対し、別記第7号様式の通知書により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

(東日本大震災により被災した被保険者への保険料の減免特例措置)

2 第5条第3項の規定にかかわらず、東日本大震災により被災した被保険者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域，特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも，解除・再編された場合を含む。）。），帰還困難区域および，旧避難指示区域等（平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。），平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部，川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点），平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部），平成28年度および平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部，川内村の一部，南相馬市の一部，飯舘村の一部，川俣町の一部，浪江町の一部および富岡町の一部），令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部，大熊町の一部および富岡町の一部），令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部，大熊町の一部，双葉町の一部および浪江町の一部），令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部および富岡町の一部）および令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯舘村の一部および葛尾村の一部）の区域等をいう。）に住所を有し，被災後，本市に転入した納付義務者については，「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（令和7年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に基づき，次に掲げる者の区分に応じ，当該各号に定める保険料を減免することができるものとする。（第3条の「生活保護法の規定により保護を受けている者を除く」にかかわらず，減免の対象とする。）

(1) 平成28年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く
旧避難指示区域等の被保険者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に到来する納期

に係る令和 7 年度相当分の保険料の半額

- (2) 帰還困難区域および平成 29 年以降に指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等（(1)または(3)の対象となる区域を除く。）の被保険者

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に到来する納期に係る令和 7 年度相当分の保険料

- (3) 令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された旧帰還困難区域の上位所得層の被保険者

令和 7 年 4 月から 9 月分までの間に到来する納期に係る令和 7 年度相当分の保険料

（生活保護基準改正に伴う特例措置）

- 3 年度途中に生活保護基準の改正があった場合、当該改正の施行の日から当該年度の末日までの間における第 3 条第 5 号イに規定する生活保護基準相当額については、当該年度の初日における生活保護基準相当額を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 1 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の函館市介護保険料減免取扱要綱第 5 条第 4 項の規定は、施行日以前に拘禁された期間がある場合において、当該期間中に到来した納期に係る保険料（特別徴収については、普通徴収の当該納期に相当する保険料）についても適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

対 象 事 由	減 免 の 割 合 等				
第 3 条 第 1 号に該当する場合	減 免 の 割 合				
	世帯合計所得金額	損 害 の 程 度			
		1 0 分の 3 以上 1 0 分の 5 未 満	1 0 分の 5 以上		
		5 0 0 万円以下であるとき	2 分の 1	全 部	
		7 5 0 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1	
		7 5 0 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1	
第 3 条 第 2 号に該当する場合	減 免 の 割 合				
	世帯合計所得金額	減 少 割 合 1 0 分の 3 以上			
	1 2 5 万円以下であるとき	1 0 分の 5			
	2 5 0 万円未満であるとき	1 0 分の 4			
	2 5 0 万円以上であるとき	1 0 分の 3			
第 3 条 第 3 号に該当する場合	減 免 の 割 合				
	世帯合計所得金額				
	3 0 0 万円以下であるとき	全 部			
	4 0 0 万円以下であるとき	1 0 分の 8			
	5 5 0 万円以下であるとき	1 0 分の 6			
	7 5 0 万円以下であるとき	1 0 分の 4			
	7 5 0 万円を超えるとき	1 0 分の 2			
第 3 条 第 4 号に該当する場合	<table><tr><td>減免の割合</td><td>全 部</td></tr></table>			減免の割合	全 部
減免の割合	全 部				
第 3 条 第 5 号に該当する場合	<table><tr><td>減免の割合</td><td>3 分 の 1</td></tr></table> ※ 軽減対象月を 3 分の 1 軽減し端数処理後の保険料の額が，条例第 4 条第 2 項の規定による減額賦課を行う前の第 1 段階の保険料の額を用いて算定した場合よりも低い額になるときは，当該減額賦課を行う前の第 1 段階の保険料の額を用いて算定した額までの軽減とする。			減免の割合	3 分 の 1
減免の割合	3 分 の 1				

介護保険料 減免 申請書

年 月 日

(宛先) 函 館 市 長

申請者

住所

氏名

電話

被保険者との関係

下記のとおり、年度介護保険料について減免を受けたいので、その理由を証する書類を添えて、申請します。

また、この申請に関して保険者が必要とするときは、保険者が私と私の属する世帯の世帯主および世帯員の所得状況等について調査されることに同意します。

被保険者番号	
個人番号	
被保険者住所	
被保険者氏名	
主たる生計維持者氏名	

月	特別徴収(円)	普通徴収(円)	普通徴収の納期限	申請事由（具体的に記入してください）
4			年 月 日	
5			年 月 日	
6			年 月 日	
7			年 月 日	
8			年 月 日	
9			年 月 日	
10			年 月 日	
11			年 月 日	
12			年 月 日	
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
随時			年 月 日	
計				
合計				

収入（無収入）状況等申告書

年 月 日

（宛先）函館市長

住 所

申請者（世帯主）

氏 名

私の世帯に係わるすべての収入状況等について、下記のとおり申告いたします。
この申告書および添付資料の記載内容は事実と相違ありません。

1 世帯の状況（本人および家族について記載してください。）

続柄	氏 名	年齢	個人番号	居宅または入院(入所)	被扶養の状況		
					有・無	扶養者氏名	扶養者住所
本人							

	世帯全員が親族等の税金上の扶養控除の対象となっていない		
	() が親族等の税金上の扶養控除の対象となっている	親族等の市道民税は 課税・非課税	
	親族等の氏名	住所	続柄

2 収入の状況

稼働収入	働いている者の氏 名	収入の種類・職種 または勤務先の名称	当 月 分 見 込 額	1か月前 (月)	2か月前 (月)	3か月前 (月)
無収入	働いていない者の氏 名			収入の内容等		
年金等の収入	受けている者の氏 名	年金等の種類 該当するものを○で囲む	1回当りの受給額 (円)	1 稼働収入 働いて得る給与、賃金、手当、内職		
		国民、厚生、共済、恩給、他 (老齢、遺族、障害、他)		2 無収入 15歳以上で働いて得る収入のない人		
		国民、厚生、共済、恩給、他 (老齢、遺族、障害、他)		3 年金等の収入 厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、児童扶養手当、児童手当、雇用保険金、福祉年金、傷病手当金、労災給付金、生命保険入院給付金など		
		国民、厚生、共済、恩給、他 (老齢、遺族、障害、他)		4 仕送り・贈与等の収入 仕送り、養育費、贈与など		
仕送り・贈与等の収入	仕送り等をしてくれる人	あなたとの続柄	月 額 (円)			
臨時的財産収入	相手方の氏名	収入の種類	金 額 (円)	5 臨時的・財産収入 家賃、間代、地代、使用料、物品や有価証券等の売却収入、生命(損害)		

3 資産の状況

(1) 家屋の状況 イ 自家 ロ 借家 ハ アパート	(2) 所有の家屋・土地の明細 イ 家屋 約 m ² 坪 ロ 土地 約 m ² 坪	(3) 預貯金等の額 イ 預金 約 万円 ロ 貯金 約 万円 ハ その他(株券等) 時価約 万円
-------------------------------------	---	--

給 与 証 明 書

年 月 日

(宛先) 函 館 市 長

住 所

事 業 主

氏 名

印

下記のとおり証明いたします。

住 所	函館市				
氏 名					
区 分		証明当月	証明1月前	証明2月前	証明3月前
		月分	月分	月分	月分
勤務（就労）日数		日	日	日	日
給 与 額	基本給	円	円	円	円
	日 給（ 日分）	円	円	円	円
	時間給（ 時間分）	円	円	円	円
	住宅手当	円	円	円	円
	扶養手当	円	円	円	円
	時間外手当	円	円	円	円
	通勤手当	円	円	円	円
	賞与	円	円	円	円
	小 計（ア）	円	円	円	円
控 除 額	所得税	円	円	円	円
	住民税	円	円	円	円
	健康保険・厚生年金	円	円	円	円
	雇用保険	円	円	円	円
	その他	円	円	円	円
	小 計（イ）	円	円	円	円
差額支給額（ア）－（イ）		円	円	円	円

上記のとおり相違ありません。

申請書（世帯主） 住 所

氏 名

年 月 日

函館市長

介護保険料減免決定通知書

に申請がありました 分介護保険料の減免については、次のとおり と決定しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
決 定 年 月 日		決 定 した 減 免 額	
減 免 前 保 険 料 額		減 免 後 保 険 料 額	
決 定 理 由			
備 考			

（お問合せ先）

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会（060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険料減免申請却下通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった、 年度介護保険料減免申請について、調査の結果、下記の理由により却下と決定したので通知します。

記

被 保 険 者 番 号	
被 保 険 者 住 所	
被 保 険 者 氏 名	

却 下 の 理 由

※）既に納期が到来している保険料については、早急に納付してください。

問い合わせ先 函館市保健福祉部介護保険課介護保険料担当
〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話：0138-21-3033

不服の申立
この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に北海道介護保険審査会に審査請求をすることができます。
〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課内
北海道介護保険審査会事務局 電話：011-231-4111
また、この審査請求に対する裁決を受けた後、なお不服がある場合は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の場合は審査請求の裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険料減免事由消滅届出書

年 月 日

(宛先) 函 館 市 長

住 所

届出者 氏 名

電話

下記のとおり、 年度介護保険料についての減免の事由が消滅しましたので、届け出します。

[illegible]

年 月 日

函館市長

介護保険料減免取消通知書

に承認しました 分介護保険料の減免については、次のとおり取り消しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
減 免 取 消 年 月 日		取 消 した 減 免 額	
取 消 前 保 険 料 額		取 消 後 保 険 料 額	
取 消 理 由			
備 考			

(お問合せ先)

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北海道介護保険審査会（060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話：011-231-4111）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として（訴訟において函館市を代表する者は函館市長となります。）提起することができます。

ただし、次の 1 から 3 のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。